

特定口座開設届出書 兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当受入開始届出書 (告)

フィデリティ証券株式会社 御中

私は、「特定口座約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」に基づき、特定口座の開設を申し込みます。*1

お届け日	西暦 20 年 月 日	口座番号	
ご氏名	フリガナ	生年月日	西暦 年 月 日
	(※必ず自筆でご記入ください)		
ご住所	フリガナ		
	〒		
(※必ず自筆で、現在のご登録住所をご記入ください)			
源泉徴収の選択	<input checked="" type="checkbox"/> 源泉徴収を選択し、上場株式等の配当等を受け入れます。*2 <input type="checkbox"/> 選択のない場合は源泉徴収しない(配当等の受入れ扱いをしない)ものとさせていただきます。		
マイナンバー (個人番号)	私のマイナンバーが記載された通知カードまたはマイナンバーカードまたは住民票を、本申込書の別紙として本申込書とともに貴社へ提出することにより、マイナンバーを告知いたします。		

*1) 私は、租税特別措置法37条の11の3第1項または第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の2第6項の規定により、この旨、届け出ます。

*2) 私は、租税特別措置法37条の11の4第1項および地方税法第71条の51の規定の適用を受けたいので、この旨、届け出ます。また、貴社が支払いの取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用を受けたいので、同法第2項の規定により、この旨、届け出ます。

特定口座を開設する 金融商品取引業者等の営業所	所在地	東京都港区六本木七丁目7番7号
	名称	フィデリティ証券株式会社
特定口座に開設する勘定		特定保管勘定、特定上場株式配当等勘定(※源泉徴収を選択の場合)

【お申込みに関するご注意事項】

特定口座のお申込みに、マイナンバー確認書類のほか、所定のご本人確認書類の提出が必要となります。

- すでに弊社に口座を開設いただいているお客様も、別紙「特定口座開設届出書のご記入例」をご確認の上、マイナンバー確認書類とご本人確認書類をご提出ください。
- 弊社で源泉徴収を選択した場合、弊社経由で受け取る上場株式等の配当等のすべてが特定口座で受け入れられます。一般口座で保有している上場株式等の配当等、一部の配当のみにおいて受入れの可否を選択することはできませんので、予めご了承ください。なお、株式の配当金を弊社特定口座内で損益通算する場合、配当金受領方法として株式数比例配分方式を指定する必要がありますので、ご注意ください。また、弊社でこの方式を指定した場合、他の証券会社等で保有しているすべての振替株式等についても、この方式が適用されます。
- 「特定口座」のお申し込み後、「オンライン0%プログラム」の適用を受けるためには、追加で「特定口座年間取引報告書」電子交付の同意が必要となりますので予めご承知おきください。



特定口座開設届出書のご記入例

「特定口座開設届出書 兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当受入開始届出書」
 フィデリティ証券にて特定口座を開設するために必要な届出書です。

特定口座開設届出書 兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当受入開始届出書 ⑥

フィデリティ証券株式会社 御中

私は、「特定口座約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」に基づき、特定口座の開設を申し込みます。*1

お届出日	西暦 2019年 4月 1日	口座番号	1 2 3 4 5 6
ご氏名	フリガナ トウ シン タロウ 投信 太郎 <small>(※必ず自筆でご記入ください)</small>	生年月日	西暦 1968年 10月 10日
ご住所	フリガナ トウキョウト ミナトク ロッポンギ <small>〒106-0032</small> 東京都港区六本木7-7-7 <small>(※必ず自筆で、現在のご登録住所をご記入ください)</small>		
源泉徴収の選択	<input checked="" type="checkbox"/> 源泉徴収を選択し、上場株式等の配当等を受け入れます。*2 選択のない場合は源泉徴収しない(配当等の受入れ扱いをしない)ものとさせていただきます。		
マイナンバー(個人番号)	*1のマイナンバーが記載された通知カードまたはマイナンバーカードまたは住民票を、本申込書の別紙として本申込書と一緒に貴社へ提出することにより、マイナンバーを告知いたします。		

*1) 私は、租税特別措置法37条の11の3第1項または第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の2第6項の規定により、この旨、届け出ます。

*2) 私は、租税特別措置法37条の11の4第1項および地方税法第71条の51の規定の適用を受けたいので、この旨、届け出ます。また、貴社が支払いの取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用を受けたいので、同法第2項の規定により、この旨、届け出ます。

特定口座を開設する 金融商品取引業者等の営業所	所在地	東京都港区六本木七丁目7番7号
名称	フィデリティ証券株式会社	
特定口座に開設する勘定	特定保管勘定、特定上場株式配当等勘定(※源泉徴収を選択の場合)	

【お申込みに関するご注意事項】

特定口座のお申込みには、マイナンバー確認書類のほか、所定のご本人確認書類の提出が必要となります。

1. すでに弊社に口座を開設いただいているお客様も、別紙「特定口座開設届出書のご記入例」をご確認の上、マイナンバー確認書類とご本人確認書類をご提出ください。

2. 弊社で源泉徴収を選択した場合、弊社経由で受け取る上場株式等の配当等のすべてが特定口座で受け入れられます。一般口座で保有している上場株式等の配当等、一部の配当のみにおいて受入れの可否を選択することはできませんので、予めご了承ください。なお、株式の方法として株式数比例配分方式を指定する必要がありますので、ご注意ください。

お届出日、口座番号、ご住所、生年月日などもれなくご記入ください。
 ※法人のお客様は弊社での特定口座開設は受け付けておりません。

源泉徴収の選択
 源泉徴収を選択する場合は、チェック☑を入れてください。

マイナンバー(個人番号)、ご本人確認書類の準備

特定口座開設の際には、マイナンバー確認書類のほか、所定のご本人確認書類の提出が必要となります。以下1~3のいずれかの組み合わせとなるようご確認の上、同封のマイナンバー(個人番号)ご提出用台紙に貼付ください(ご用意いただくマイナンバー確認書類により、ご提出いただけますご本人確認書類が異なりますのでご注意ください)。

※すでに、弊社へマイナンバーを登録済みのお客様につきましては、マイナンバー確認書類の提出は不要です。

組み合わせ 1 マイナンバー確認書類が「通知カード」の場合

通知カード(コピー)
 12桁の番号が記載されている面のコピー
 (注)裏面に住所や氏名の変更事項が記入されている場合は、表裏両面をコピーしてください。



運転免許証(コピー) 裏面に記載がある場合は表・裏両面のコピー

または

パスポート(コピー) 顔写真および住所が記載されているページのコピー

または

こちらをご提出いただく場合は、以下の両方が必要です。

住民票(コピー可)

健康保険証(コピー) カード式の場合はお名前・ご住所の両方が確認できる面のコピー

「通知カード」は紙のカードで、お客様のマイナンバーの他、住所、氏名、生年月日、性別等が記載されています(顔写真はありません)。

組み合わせ 2 マイナンバー確認書類が「マイナンバーカード」の場合

マイナンバーカード(コピー)
 12桁の番号が記載されている面のコピー



マイナンバーカード(コピー)

同カードのお客様の顔写真が印刷されている面のコピー



組み合わせ 3 マイナンバー確認書類が「マイナンバー(個人番号)が記載された住民票」の場合

マイナンバーが記載された住民票(コピー可)
 台紙に貼付せず、そのまま同封ください。



運転免許証(コピー) 裏面に記載がある場合は表・裏両面のコピー

または

パスポート(コピー) 顔写真および住所が記載されているページのコピー

または

健康保険証(コピー) カード式の場合はお名前・ご住所の両方が確認できる面のコピー

マイナンバー／ご本人確認書類 ご提出用台紙

特定口座開設届出書^①

兼 特定口座源泉徴収選択届出書
兼 源泉徴収選択口座内配当受入開始届出書

1.マイナンバー(個人番号)ご提出用台紙

「通知カード」または「マイナンバーカード」のコピーをご提出いただく場合は、以下のコピー貼付用台紙枠内に**12桁の番号の記載のある面のコピー**を貼付してください。

「マイナンバーが記載された住民票」をご提出いただく場合は、台紙に貼付せず本書と同封してご送付ください。

コピー貼付用台紙(番号面貼り付け用)

通知カード(表面)またはマイナンバーカード(裏面)の**12桁の番号の記載のある面**のコピーを貼付してください。

通知カード(コピー)

12桁の番号が記載されている面のコピー

(注)裏面に住所や氏名の訂正事項が記入されている場合は、表裏両面をコピーしてください。



または

マイナンバーカード(コピー)

12桁の番号が記載されている面のコピー



または

マイナンバーが記載された住民票(コピー可)

台紙に貼付せず、そのまま同封ください。



2.ご本人確認書類ご提出用台紙

※マイナンバーをご提出いただく方法により、ご本人確認書類としてご提出をお願いする書類が異なりますので、以下の注意書きをご確認ください。

コピー貼付用台紙(ご本人確認書類貼り付け用)

①マイナンバーご提出用台紙に**通知カード**を貼付された場合:

運転免許証(コピー)…裏面に記載がある場合は**表・裏両面**のコピー

または

パスポート(コピー)…顔写真および**ご住所**が記載されているページのコピー

または

住民票(コピー可)

健康保険証(コピー)…カード式の場合はお名前・**ご住所**の両方が確認できる面のコピー **両方が必要です。**

②マイナンバーご提出用台紙に**マイナンバーカード**を貼付された場合:

マイナンバーカード(コピー)…マイナンバーカードの**顔写真が印刷されている面**のコピー



③マイナンバー記載の**住民票**をご提出いただく場合:

運転免許証(コピー)…裏面に記載がある場合は**表・裏両面**のコピー

または

パスポート(コピー)…顔写真および**ご住所**が記載されているページのコピー

または

健康保険証(コピー)…カード式の場合はお名前・**ご住所**の両方が確認できる面のコピー